

## あんまマッサージ・はり・きゅう療養費に関する 受領委任の取扱いについて

### 1 概要

平成 30 年 6 月 12 日付け厚生労働省通知により、あんまマッサージ・はり・きゅう療養費に関する受領委任の取扱いが制度化された。

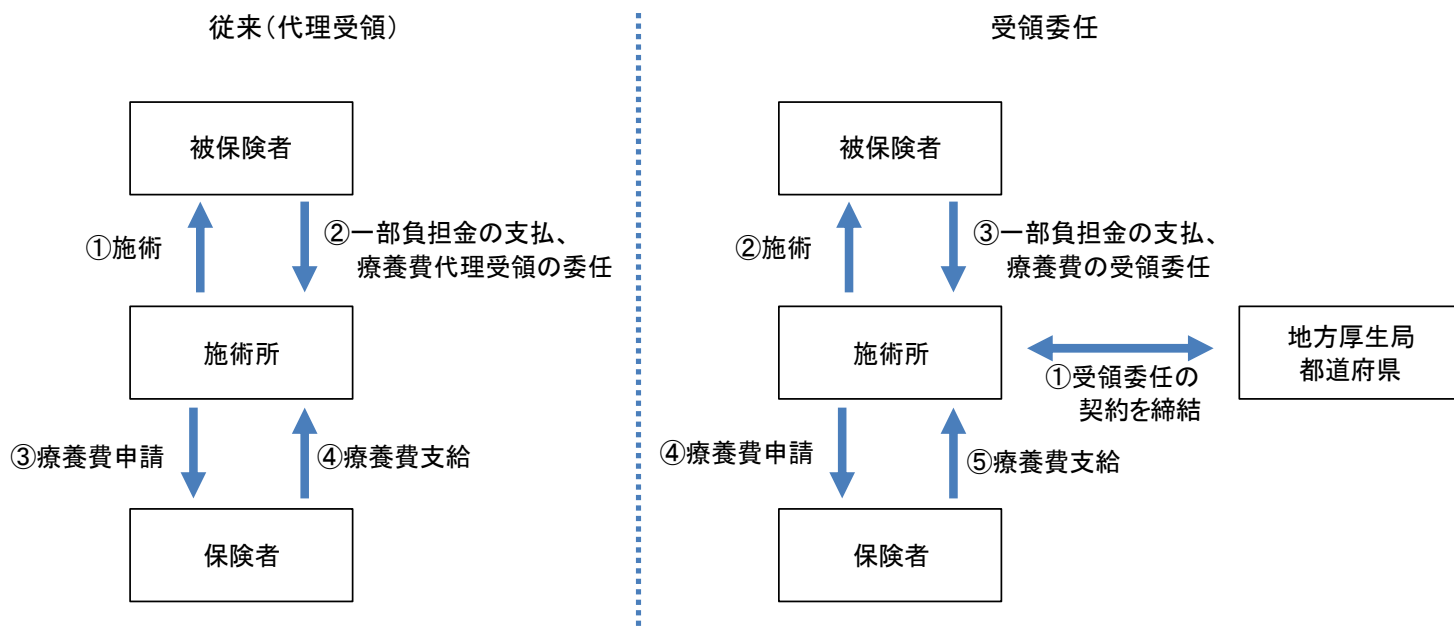
受領委任は、療養費の受取を被保険者が施術者に対して委任する制度。

### 2 目的

療養費申請に関する施術者への委任に関して統一の制度がなく、行政による施術所の指導監督は困難であったことから、受領委任制度に参加する施術所は事前に地方厚生局及び都道府県と契約を行い、地方厚生局及び都道府県に指導・監督の権限を与えることで、不正防止につなげる。

なお、この契約により、施術所は、国が定めた施術や療養費請求に関するルールを順守し、不正・不当な請求に対する損害賠償責任を負うこととなる。

### 3 内容



### 4 実施

受領委任の取扱いを実施するか、また、いつから実施するかは、各保険者が決定することができる。千葉市では、千葉県国民健康保険団体連合会の審査体制が整う時期に合わせ、2019年6月施術分から実施する。